

平成 22 年 1 月吉日

お客様へ

平成 22 年 4 月 1 日から、草津市 の可燃ごみの出し方が変わります

株式会社 木下カンセー

平素は格別なご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、この度 草津市 より平成 21 年 12 月 1 日付で事業所発生 ゴミ の受け入れ基準が一部変更される旨の通知連絡が届きましたので、お知らせさせていただきます。

これまで草津市内の事業所様におかれましては、可燃ごみ（草津市分別基準「普通ゴミ類」）については紙袋もしくは段ボールに入れてお出しいただいておりましたが、平成 22 年 4 月 1 日以降は他の市町村と同様に透明袋に入れて出すように変更されるということです。

草津市からの通知文書につきましてはその写しを添付させていただきます。そこに記載の通り、平成 22 年 4 月 1 日以降は可燃ごみについては必ず透明なポリエチレン袋等でお出しいただけますようお願い致します。使用される ゴミ袋 についてはその基準が通知文書内に明記されておりますので、その基準を満たすものをご使用下さい。当社でも基準適合品の販売をさせていただきますので、下の欄外をご参照の上、是非ご購入下さいます様お願い申し上げます。

また、通知文書にもあります通り、平成 22 年 4 月 1 日以降でも在庫として紙袋をお持ちの事業所様におかれましては平成 23 年 3 月 31 日までは使用可能となっておりますので、そちらでお出しいただいても結構です。但し、当社も紙袋の仕入れを止めますので当社から紙袋をご購入いただいておりますお客様についても当社の在庫が無くなり次第ご注文にお応えできなくなりますのでご注意下さい。いずれにしましても、4 月 1 日以降に新たにご発注いただいても紙袋はお納めできない旨、ご承知願います。ポリ袋については下欄外に記載の金額にてご発注承ります。

本件につきまして詳しくは添付文書ご参照の上、ご不明な点ございましたら草津市ごみ減量推進課、もしくは弊社営業担当（お客様窓口：大津営業所 077 - 543 - 2663）までお問い合わせ下さい。

どうか今後も弊社業務にご理解とご協力を賜り、また末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

< 参 考 >

草津市用 ゴミ袋 当社販売価格（ご発注は 3 月より承りますが、ご使用は 4 月 1 日以降となります。）

サイズ	単価	備考
45 リットルタイプ （厚さ 0.03 mm、幅 65 cm、長さ 80 cm）	10 枚ワンセット 120 円（税別）	環境にやさしい リサイクル ポリエチレン 100% 使用品です。 草津市認可済み。
70 リットルタイプ （厚さ 0.04 mm、幅 80 cm、長さ 90 cm）	10 枚ワンセット 200 円（税別）	
ご発注は一回につき 5 セット（50 枚）以上でお願い致します。		

3 月より当社大津営業所（077 - 543 - 2663）にて常時ご発注を受け付けます。一般的な市場価格より 1~2 割安くなっておりますので、是非ご利用下さい。

草津市からの通知連絡文書

事業所の皆さんへ

事業系一般廃棄物（普通ごみ）の出し方が変更になります

これまで草津市では、事業系一般廃棄物のうち「普通ごみ類」については、「紙袋」や「段ボール箱」などの「普通ごみ」に該当する素材の袋等に入れて排出していただくよう指導をしてきたところですが、平成22年4月1日から、透明のポリエチレン袋等で排出していただくように変更します。

これは、中身の確認できる透明な袋で排出していただくことにより、ごみの分別を徹底していただき、ごみの減量化を図ろうとするものです。

分別の悪い廃棄物につきましては、市クリーンセンターへの搬入を拒否する場合があります、収集運搬業者に対しても、そのような廃棄物を収集してくると処分の対象となる旨の通知をしておりますことから、これまで以上に分別の徹底をお願いいたします。

使用していただける袋の基準等につきましては、下記のとおりです。詳しくは、市役所ごみ減量推進課、または、ご契約されている収集運搬業者にご確認ください。

記

ごみ袋の基準等

市で指定のごみ袋は作成しませんので、市販されている袋を使用してください。

ただし、使用することのできる袋については、一定の条件を満たしている必要がありますので、収集運搬業者から確認済みの袋を購入されるか、下記の基準を満たした袋を購入していただき、事前に収集運搬業者を通じて確認を受けてください。

- ①外袋等に、「焼却してもダイオキシン等が発生しない」等の明記があるもの
(ポリエチレン100%のものなら、まず問題はありません。)
- ②中身が確認できるよう、透明のもの。(黒色や青色、白濁して中身が確認できないものは不可) ※草津市の家庭用普通ごみ袋より透明度があること。
- ③大きさや厚さは、大きすぎたり薄すぎたりして、収集の際に破れることのないよう、大きさ60リットル程度、厚さ0.04mm程度のもの
- ⑤商品の梱包などに使用されていたような袋の使いまわしは不可とします。
(材質の確認ができないため)
- ⑥これまでどおりの紙袋等での排出も、当分の間(平成23年3月31日まで)は可といたしますが、中身が確認できないため、分別の徹底は特にお願いします。
また、段ボール等は、古紙回収業者に依頼するなどして、ごみの資源化、減量化にご協力をお願いします。

草津市市民環境部 ごみ減量推進課(1階)

電話 077-561-2346